

○西東京市コール田無条例

平成13年1月21日条例第118号

改正

平成19年5月10日条例第32号

平成20年3月31日条例第12号

西東京市コール田無条例

(設置)

第1条 魅力あるまちづくりを推進するため、市民及び近隣市の人々との広域的な交流とふれあいの場を提供する西東京市コール田無（以下「コール田無」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 コール田無の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 西東京市コール田無

位置 東京都西東京市田無町三丁目7番2号

(事業)

第3条 コール田無は、次の事業を行う。

(1) コール田無の施設の利用公開に関すること。

(2) その他市長が必要と認める事業

(施設)

第4条 コール田無に次の施設を設ける。

(1) 多目的ホール及び音楽練習室

(2) イベントルーム及び会議室

(3) 乳幼児交流施設

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な施設

(休館日)

第5条 コール田無の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その翌日とし、更にその日が休日に当たるときは、順次繰り延べるものとする。

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(利用時間)

第6条 コール田無の施設の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、第4条第3号の施設の利用時間は、前条の休館日を除く午前10時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の特例)

第7条 市長は、乳幼児交流施設の一部を午後6時から午後10時までの間、子育てに係る会議等に利用させることができる。

(利用の承認)

第8条 コール田無の施設（備付器具を含む。）を利用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、市長の承認を受けなければならない。

(利用承認の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を承認しないことができる。

(1) 公序良俗を乱すおそれがあるとき。

(2) コール田無の管理上支障があると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めるとき。

(引き続き利用できる日数)

第10条 コール田無の施設を利用しようとする者が同一の施設を引き続き利用できる日数は、5日以内とし、イベントルームを展示場として利用する場合の日数は、10日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。

(使用料)

第11条 コール田無の施設において、使用料を徴収する施設及び使用料は、別表第1のとおりとする。

2 コール田無の施設の備付け器具（以下「備付け器具」という。）の使用料については、別表第2に定める額を上限として規則で定める。

3 第8条の規定による利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、前2項に定める使用料を利用の承認を受けたときに納付しなければならない。ただし、備付け器具の使用料は、当該備付け器具の利用が終了したときに納付することができる。

（使用料の減額又は免除）

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により使用料を減額又は免除する場合の基準及び減額することができる額は、規則で定める。

（使用料の不還付）

第13条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（利用権の譲渡等の禁止）

第14条 利用者は、コール田無の施設を利用することができる権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（設備の変更禁止）

第15条 利用者は、コール田無の施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（利用の承認の取消等）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、コール田無の施設の利用の承認を取り消し、その効力を停止し、又は利用を制限することができる。

（1）利用の目的に反する行為をしたとき。

（2）この条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長の指示に違反したとき。

（3）災害その他の事由によりコール田無の施設の利用ができなくなったとき。

（原状回復の義務）

第17条 利用者は、コール田無の施設の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の承認を取り消され、又はその効力を停止されたときも、また同様とする。

（損害賠償の義務）

第18条 コール田無の施設等に損害を与えた者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（管理運営の事務）

第19条 コール田無の維持及び運営に関する事務を行うため、必要な職員を置く。

（委任）

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年1月21日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前までに、田無市コール田無条例（平成11年田無市条例第22号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成14年3月29日条例第4号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月10日条例第32号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

（適用）

2 改正後の別表第1の規定は、平成20年4月1日以後の西東京市コール田無の施設（以下「施設」という。）の利用に係る使用料から適用し、同日前の施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日条例第12号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第4条第3号の改正規定は、同年5月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

使用料を徴収する施設及び使用料

階層	施設		定員	利用時間の区分			
				午前（9時～12時）	午後（13時～17時）	夜間（18時～22時）	全日（9時～22時）
地下 2階	多目的ホール	平日	人 182	円 5,600	円 9,600	円 9,600	円 22,100
		土曜日・休日	182	7,000	12,000	12,000	28,500
地下 1階	音楽練習室		20	800	1,200	1,200	2,800
2階	イベントルームA		45	2,900	3,900	3,900	9,400
	展示室として利用する場合		45				5,600
	イベントルームB		36	2,200	3,000	3,000	7,200
	展示室として利用する場合		36				4,400
4階	会議室A		36	1,100	1,600	1,600	3,700
	会議室B		24	800	1,200	1,200	2,800

備考

- 1 この表において休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 利用時間には準備及び原状回復の時間を含むものとする。
- 3 午前と午後の利用時間の区分又は午後と夜間の利用時間の区分を引き続き利用する場合の中間の時間については、使用料を徴収しない。
- 4 西東京市外に住所を有する者又は西東京市外に所在する法人、団体等が利用するときの使用料は、この表に規定する額（以下「規定使用料」という。）に2割に相当する額を加算した額とする。
- 5 利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の使用料は、入場料を徴収する利用時間の区分に係る規定使用料（備考4に該当する場合は、備考4により加算した額とする。）に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を当該規定使用料に加算した額とする。
 - (1) 入場料の最高額が1人301円以上500円以下 規定使用料の3割
 - (2) 入場料の最高額が1人501円以上1,000円以下 規定使用料の4割
 - (3) 入場料の最高額が1人1,001円以上2,000円以下 規定使用料の5割
 - (4) 入場料の最高額が1人2,001円以上3,000円以下 規定使用料の8割
 - (5) 入場料の最高額が1人3,001円以上 規定使用料の10割
- 6 利用時間の延長又は繰上げは、管理上支障のない場合で1時間未満に限り承認することができる。この場合の使用料は、延長又は繰上げをしようとする直近の利用時間の区分の規定使用料（備考4又は備考5に該当する場合は、備考4又は備考5により加算した額とする。）の3割に相当する額とする。
- 7 練習等により多目的ホールの舞台のみ（演出等の指導による客席の利用を含む。）を利用するときの使用料は、規定使用料（備考4に該当する場合は、備考4により加算した額とする。）の5割に相当する額とする。

8 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第2（第11条関係）

備付器具使用料限度額表（1区分当たり）

種別	単位	限度額
舞台大道具	1式、1枚、1双、1卓又は1台	5,000円
舞台照明	1式、1列又は1台	20,000円
舞台音響	1本、1式又は1台	5,000円
その他の設備	1本、1式又は1台	3,000円